

1 目的

現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識及び技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、多様な疾病や生活状況に応じて、医療との連携や多職種協働を図りながらケアマネジメントを実践できる知識及び技術を修得し、もって介護支援専門員の資質向上を図ることを目的としています。

また、介護支援専門員証に有効期限が付され、更新時に研修の受講を課すことにより、定期的な研修受講の機会を確保し、介護支援専門員として必要な専門知識及び技術の修得を図ることにより、専門職としての能力の保持及び向上を図ることを目的としています。

2 実施主体

一般社団法人新潟県介護支援専門員協会（新潟県知事指定研修実施機関）

3 対象者及び受講定員

専門研修課程Ⅰを修了した介護支援専門員（※1）であって、次の（1）、（2）のいずれかに該当する者とします。なお、受講定員は650名程度とし、更新研修として受講する者を優先します。定員を超えた場合は抽選により受講を決定します。

(1) 更新研修として受講する者

介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員として実務に従事している者又は従事していた経験を有する者で、引き続き実務に従事又は今後実務に従事する予定、若しくは認定調査業務を行う予定があり、専門員証の有効期間を更新する必要がある者のうち、研修終了日時時点で有効期間が1年以内（令和7年12月31日まで）に満了する者。 就業年数は3年未満でも受講可能ですが、現在の専門員証交付日以降、1日以上の実務従事経験（※2）が必要となり、専門員証交付日以降の実務従事経験がない場合は、「実務未経験者更新研修」の対象となります。

(2) 専門研修として受講する者

介護支援専門員としての実務に従事している者（現任者）であって、就業年数3年以上（※3）

※1 専門研修課程Ⅰの修了について

前回の専門員証更新手続きを、専門研修課程Ⅱ修了又は主任更新研修修了により行った場合は、専門研修課程Ⅰの受講は不要です。

※2 介護支援専門員としての「実務経験」について

「実務経験」として認められる範囲及び期間について、厚生労働省への「介護支援専門員資質向上事業実施要綱についての照会」により、次の場合は実務経験と認められません。

①単に、要介護認定のための調査業務のみを行っていた場合

②利用者やサービス提供事業者との連絡調整を補助的に行っただけのみで、サービス計画の作成を行っていない場合

なお、指定居宅介護支援事業所の管理者は、実務経験があるものとしています。

※3 就業年数3年以上について

研修受講日前日（10月21日）までを見込みとして申込可能です。

4 科目、日程及び会場等

- (1) 全日程をオンライン（eラーニング及びZoom演習）により受講します。（日程は [別紙1] のとおり）
 - ・ eラーニング（10科目・16時間）
自宅・勤務先等で、インターネットに接続されたパソコンで都合のよい時間に視聴します。
（視聴期間：各コースにより設定、決定通知に明記します）
 - ・ Zoom演習（3日間）
自宅・勤務先等でインターネットに接続されたパソコンを使って、指定日時に研修を受講します。
- (2) インターネット環境やパソコン機器準備等、受講環境の確保ができない者に限り、会場での受講を認めます。（定員30名程度とし、定員を超えた場合は更新研修として受講する者を優先します。）なお、極めて少人数の場合は、オンライン受講への変更をお願いします。（日程は [別紙1-2] のとおり）
- (3) 受講するコースは、実施主体で指定します。

【オンラインによる受講について】

原則としてパソコンでの受講をお願いします。

受講にあたっては、動画再生と音声出力ができ、カメラ・マイクを備えたパソコン及びインターネット回線（長時間にわたり受講していただくため、安定した通信環境（有線）を推奨）、メールアドレスをご用意いただきます。

《eラーニング》

- ・ 研修申込時の入力画面で入力されたメールアドレスへeラーニング受講用URLを送信しますので、定められた視聴期間内に、受講決定通知に同封のID・パスワードを入力し視聴してください。
- ・ 申込時に入力したメールアドレスと異なるパソコンを使用する場合でも、付与されたID・パスワードでURLにアクセスすれば、視聴可能です。
- ・ 必ず1人で視聴してください。複数で視聴してもIDを入力した人のみが視聴済みとなり、その他の方は視聴済みとなりません。

《Zoom演習》

- ・ 「Zoom」というウェブ会議ソフトを使ったオンラインによる研修です。
- ・ Zoomソフト（無料）をあらかじめインストールし、研修当日はご自身で端末操作いただく必要があります（Wi-Fi環境が無い場合、多額の通信料が発生する恐れがあるため、ご自身の通信契約をご確認ください）。個別のサポートは行いません。
- ・ Zoomは、常に最新版にアップデートしてください。（古いバージョンのものでは不具合を生じる可能性があります。）
- ・ 事前に接続テストを行います。また、研修当日は研修開始後の入室は原則認めません。

5 受講料金等

- (1) 受講料金は27,000円です。（受講料納入締切日：令和6年9月5日（木））
領収書が必要な場合は、申込時に入力願います。修了証明書発行時に、領収書を同封します。
- (2) 納入方法については、受講決定時に通知します。
- (3) 一旦納入された受講料金は返還しません。
- (4) 受講決定後に受講者の都合で受講を取り消した場合においても、受講料金は全額納入となります。

6 受講申込方法及び申込期間

当協会ホームページ (<https://www.caremanager-niigata.com/>) の法定研修「実施要綱」を熟読し、申込フォームの入力により、令和6年7月2日(火)から令和6年7月31日(水)までに行ってください。

7 受講決定

受講の可否及び受講日程等については、8月22日(木)に受講決定(不承認)通知を送ります。なお、1週間経過しても届かない場合は、必ず当協会まで問い合わせてください。

8 提出書類について

事前提出書類は次のとおりです。様式は当協会ホームページの「法定研修」に掲載しています。

【提出先】 一般社団法人 新潟県介護支援専門員協会 事務局
〒950-0994 新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3階

(1) 受講申込時(受講決定前)に提出するもの

提出書類	提出期限(必着)
<p>① 様式2「実務従事期間証明書」</p> <p>従事していた事業所が廃止している場合は、事業所の所管法人からの従事期間証明が必要となります。法人も廃止されている場合は、事務局へ問い合わせてください。</p>	令和6年7月31日(水)
<p>② 専門研修課程Ⅰの修了証明書(又は修了証)のコピー</p> <p>【提出が必要な者】</p> <p>ア) 現在所持の専門員証を初めて更新する者 イ) 現在所持の専門員証を再・更新(実務未経験者)研修受講により更新した者</p> <p>※令和6年度専門研修課程Ⅰを受講中の方は、研修修了後速やかに提出してください。</p> <p>【提出が不要な者】</p> <p>現在所持の専門員証を専門研修課程Ⅱ又は主任更新研修受講により更新した者</p>	
<p>③ 担当事例</p> <p>別紙2「事例の提出について」により作成し、提出してください。</p> <p>※原則、自身の担当事例を提出いただきますが、現任でない等で提出できない場合は、各種テキスト等引用し所定の様式により作成し、提出してください。その場合は担当事例でない事、及びその理由を明記してください。</p>	

(2) 受講決定後、研修開始前に提出するもの

提出書類	提出期限(必着)
<p>① 研修記録シート1(コピー)</p> <p>記載要領に基づき作成し、提出してください。</p>	令和6年9月12日(木)
<p>② 誓約宣誓書 ※オンライン受講者のみ</p>	

(3) 全科目受講後に提出するもの

対象受講者	提出書類	提出日・修了証明書交付について
オンライン受講者	① 研修記録シート 1・2・3 (コピー)	受講決定通知で提示する提出期限までに提出してください。確認後、「修了証明書」を郵送します。
会場での受講者	② アンケート	研修最終日に、会場で提出してください。確認後、「修了証明書」を交付します。

9 修了証明書

本研修の全課程を修了した者には、上記8(3)の書類確認後、「修了証明書」を交付します。

10 その他留意事項

欠席、遅刻、早退について

- (1) 全課程を修了しない場合（欠席、遅刻、早退）は、修了証明書の交付が出来ません。
- (2) (1)の場合で翌年度も受講する場合には、受講料金は全額納入し、原則としてすべての研修課程を受講する必要があります。
- (3) 欠席、遅刻、早退の場合は、必ず研修事務局に連絡をしてください。

11 連絡・問い合わせ先

- (1) 受講決定通知が届かない場合 TEL 025-281-5616
- (2) 上記以外の問い合わせは「問い合わせ様式」を使い、FAXまたはメールより行ってください。
(協会ホームページ「実施要綱等」に問い合わせ様式を掲載しています)
FAX 025-282-5151 E-mail:info@caremanager-niigata.com

個人情報の取り扱いについて

本研修を申込みいただいた方の個人情報については、一般社団法人新潟県介護支援専門員協会個人情報管理規程に基づき、当該研修以外には使用しません。

ただし、修了証明書の記載事項につきましては、修了者名簿として新潟県へ提出します。